

**募集 平成 22 年度伊賀地域
ミ二人権大学講座助成金**

【対象】 同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する研修会などで、参加者がおおむね 25 人以上のもの
【助成内容】 研修会などの講師謝金にかかる経費に対し 3 万円を上限として助成
 ※同一団体は年度内 1 回限り
【受付開始日】 5 月 6 日(休)
 おおむね 25 団体 ※先着順
 ※実績報告・発表などが必要です。
【申込先・問い合わせ】
 三重県伊賀県民センター県民防災室
 ☎ 24-8137

募集 河川愛護モニター募集

河川を優しく見守ってくださる河川愛護モニターを若干名募集します。
【期間】 7 月 1 日(木)～平成 23 年 6 月 30 日(休)
【対象河川】
 ○木津川：大内橋～岩倉大橋下流付近
 ○柘植川：山神橋～服部川との合流点
 ○服部川：服部橋～木津川との合流点
【応募資格】 上記区間の付近に住む 20 歳以上の人
【謝礼】 月 4,000 円程度
【応募期限】 5 月 31 日(月)
【申込先・問い合わせ】
 木津川上流河川事務所 管理課管理係
 ☎ 63-1611 FAX 64-9070
 ㊚ <http://www.kizujyo.go.jp/>

**募集 伊賀市地域福祉計画
策定委員募集**

伊賀市地域福祉計画の第二次計画策定に伴い、策定委員(公募枠)を募集します。
【募集人数】 2 人
【任期】 5 月～平成 23 年 3 月(予定)
【応募資格】
 市内在住または在勤・在学の満 15 歳以上の人で、任期中、4 回程度の策定委員会などに参加できる人。
 ※平成 22 年度第 1 回地域福祉計画推進委員会を 5 月 24 日(月)に開催しますので、策定委員の皆さんには傍聴参加していただきます。
【応募方法】
 「地域で共に生きる社会」をテーマとした作文(1,000 字程度)と住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、介護高齢福祉課地域福祉係または各支所住民福祉課に持参いただくか、郵送、FAX、または E メール(添付ファイルは不可)で提出してください。(様式は問いません。)
【応募締切】 5 月 14 日(金) 必着
【問い合わせ】
 〒 518-8501
 伊賀市上野丸之内 116 番地
 伊賀市健康福祉部介護高齢福祉課地域福祉係
 ☎ 26-3940 FAX 26-3950
 ㊚ kaigo@city.iga.lg.jp

**募集 平成 22 年 執行
参議院議員通常選挙
期日前投票立会人募集**

【仕事内容】
 投票立会人は投票管理者のもとで、投票事務が公正に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう投票事務全般に立ち会うのが仕事です。
【立会場所】
 市役所本庁期日前投票所
【募集人数】 数名
 ※応募者多数の場合は抽選とします。
【期間・時間】
 6 月下旬から 7 月中旬にかけての期日前投票所が開設される期間のうち、別途委員会が指定する日の午前 8 時 30 分～午後 8 時
【報酬】 日額 9,500 円
【対象】
 委員会が定める期日に選挙権がある人
【応募締切】
 5 月 21 日(金) 必着
 ※当日消印有効
【応募方法】
 はがきに、住所・氏名・生年月日・電話番号をご記入の上、郵送してください。
【応募先】
 〒 518-8501
 伊賀市上野丸之内 116 番地
 伊賀市選挙管理委員会事務局

健康だより

**受動喫煙について
考えてみましょう!!**

たばこは健康に悪影響を及ぼし、肺がんを含む多くのがん、心筋梗塞などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患などの呼吸器疾患、消化器疾患、歯周疾患、胎児の成長障害など、そのほかさまざまな病気や健康障害の原因となっています。

また、喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、たばこの煙は周囲の人たちの健康にも影響を及ぼします。他人が吸ったたばこの煙を吸うことを受動喫煙といい、この受動喫煙を防ぐことが大切です。

受動喫煙防止は健康増進法の第 25 条に定められ、学校、集会場、官公庁施設など、多数の人が利用する施設管理者は、完全禁煙を行っている場所では、その旨を表示し、分煙を行っている場所では屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進するなど必要な措置を講ずるように勧められています。



また、喫煙の害と禁煙の大切さを身近に知って実際に行動していただくために、毎月 22 日は「禁煙の日」となりました。喫煙者と協力者の取り組む姿勢をあらわした 2 羽の白鳥がシンボルマークです。スワンスワン(吸わん吸わん)で禁煙を！と呼びかけてください。また、5 月 31 日(世界禁煙デー)から 6 月 6 日まで禁煙週間です。自分のための禁煙だけでなく、家族など周りの人のためにも「禁煙」に取り組みましょう！

たばこをやめたい人向けに開設された禁煙外来では、精神面での禁煙支援や、ニコチン置換療法(ニコチンパッチなどを使用)、非ニコチン製剤などによる禁煙法を行っています。禁煙ができず、悩んでいる人はご相談ください。

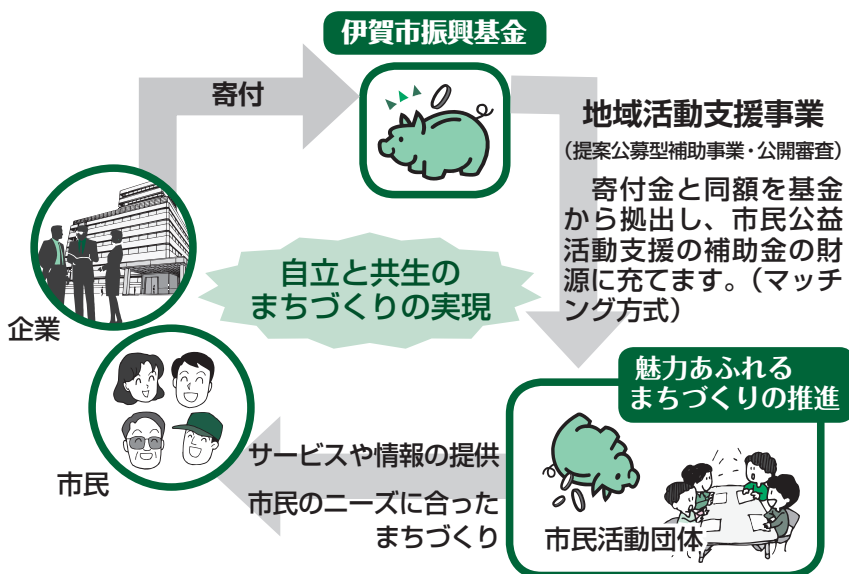
【問い合わせ】
 健康推進課 ☎ 22-9653 FAX 26-0151
 伊賀市ホームページアドレス ㊚ <http://www.city.iga.lg.jp/>

市民公益活動への寄付金を募集しています！！

市では、まちを良くしていこうという市民公益活動をみんな（市民・企業・団体・行政）で支える仕組みとして、寄付金に伊賀市振興基金から同額を拠出するマッチングギフト方式を取り入れています。

地域が輝く活気あふれるまちにするため、あなたの思いを寄付に託し、市民公益活動の応援をしてください！

★ 寄付と市民公益活動支援（補助金）のしくみ



【寄付申込先・問い合わせ】

市民活動支援センター ☎ 22-1511 FAX 22-0317
 市民活動推進室 ☎ 22-9639 FAX 22-0317
 各支所住民福祉課

募集 ゆめテクノ伊賀 インキュベーション室入居者



ゆめテクノ伊賀のインキュベーション室（22.75㎡1室）に新たな入居者を募集します。

【対象者】

- ①新規で事業を起こそうとする人または法人（第二創業含む）
- ②創業間もない人または法人

【募集期間】

5月17日（月）～6月15日（火）

【料 金】（月額）37,000円

※入居時3カ月分の預託金が必要です。
 ※電話、インターネットは別途個人契約となります。

【審 査】

提出された事業計画の内容と面接により審査し、市で選定します。
 ※募集の詳細は、市またはゆめテクノ伊賀のホームページでご確認ください。

【申込先・問い合わせ】

ゆめテクノ伊賀 管理課

☎ 41-1061

🌐 <http://yumetechno.jp/>

商工労働観光課

☎ 43-2306 FAX 43-2311

🌐 <http://www.city.iga.lg.jp/>

国民健康保険税の軽減について

地方税法などの一部を改正する法律の施行などに伴い、今年から倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた人を対象に国民健康保険税の軽減を行います。

■対 象

離職の翌日から翌年度末までの期間において

- ①雇用保険の特定受給資格者
- ②雇用保険の特定理由離職者

として失業等給付を受ける人で、申請が必要です。

※雇用保険に加入していること、離職日時点で65歳未満であることが前提です。

■軽減額

離職された人の前年の給与所得を30 / 100とみなして保険税の算定を行います。

■軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

例)平成22年4月30日に離職の場合、平成22年5月～平成24年3月分が軽減の対象期間となります。

■制度が始まる以前の離職者にも適用

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された人は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※平成21年度国民健康保険税は、軽減の対象になりません。

■申請方法

本庁・各支所の国民健康保険担当窓口で申請書を用意しています。必ず雇用保険受給資格者証と印鑑を持参してください。

※該当する離職理由コードは、11・12・21・22・31・32・23・33・34です。

※特例受給資格者および高齢受給資格者の人は、軽減の対象外です。（証の右上に“特”または“高”と表記されています。）

■問い合わせ

保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151